

## ～ 国際研修 ～

### ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー」

国際協力部教官

森 永 太 郎

この「民法及び関連法セミナー」は、独立行政法人国際協力機構（JICA）がネパールにおいて実施している民主化プロセス支援プログラムの一環として行われたネパール民法及び関連諸法の起草支援活動の一部である。このプログラムに含まれる法整備支援活動としては、ほかにも刑事分野における比較セミナーなどがあるが、この民事分野での支援活動は、国内支援委員会の設置と複数回の本邦研修及び現地セミナーを組み合わせた比較的規模の大きなものとなっている。

本号の別項でも紹介しているとおり、ネパールは現在、150年ほど前に制定された、民事実体法・民事手続法・刑事実体法・刑事手続法を包摂する「ムルキ・アイン法典」を分割し、個別法典として整理再編成する作業を推進しており、民事法については、政府が設置した「民事法改革改善タスクフォース」が、民法及び民事訴訟法の起草を担当している。このうち、民法については、多岐にわたる民事実体法規を整理・体系化するとともに、ネパールの伝統、社会、法意識と国際標準とを調和させる試みを続けているところ、草案準備段階で日本民法も参考とされたことなどの経緯から、ネパール政府は、2008年の要望調査において我が国に民事法の起草支援を要請してきたものである。

JICAは、この要請を受け、調査を兼ねた若干の準備的なセミナーなどをネパール現地で実施した上、2009年4月、国内に慶応義塾大学法科大学院の松尾弘教授を委員長とする「民法改正支援アドバイザー・グループ<sup>\*1</sup>」を設置し、以後、この国内支援委員会が中心となり、書面及びテレビ会議システムによるコメントや助言及び現地セミナー並びに複数回の本邦研修などを組み合わせた手法で起草支援を続けてきた。

その結果、2010年5月には民法草案が完成したが、更に改良の余地があることから、ネパール側の要望もあって、通算3回目となる本邦研修を実施することとなり、その企画実施に国際協力部も協力することとなった。

---

<sup>\*1</sup> JICAの委嘱により設置された「民法改正支援アドバイザー・グループ」の構成は次のとおりである。

委員長 慶応大学大学院法務研究科（法科大学院）松尾弘教授  
委員 新潟大学法学部長 南方暁教授  
委員 亜細亜大学法学部 木原浩之准教授  
委員 法務総合研究所国際協力部教官 森永太郎

## 第1 研修の概要

### 1 参加者

参加者は以下の7名である。

キル・ラジュ・レグミ氏 (Mr) ネパール最高裁判所判事  
マダブ・プラサド・パウデル氏 (Mr) 法務・司法省事務次官  
ラム・クリシュナ・ティマルセナ氏 (Mr) ネパール最高裁判所事務総長  
カマル・シャリ・ギミレ氏 (Mr) 法務・司法省立法草案局長  
シャム・プラサド・カレル氏 (Mr) ネパール弁護士会上級弁護士  
バス・デヴ・ニューパネ氏 (Mr) 法務・司法省立法草案局課長  
リラ・デヴィ・ガドタウラ (Ms) エネルギー省法務課課長

キル・ラジュ・レグミ最高裁判所判事率いる「民事法改革改善タスクフォース」の構成員が中心となった。

### 2 期間

2010年8月18日～25日

### 3 研修内容

プログラムについては別添日程表を参照されたい。

今回の本邦研修は、これまでの起草作業とこれに対する国内支援委員会の助言等を踏まえてネパール側及び日本側の双方が、草案改良作業に当たって更なる理解を必要とすると考えた論点に焦点を当てたほか、民法自体についての議論にとどまらず、今後民法を適正に運用していくために不可欠となる関連諸制度についてネパール側の理解を深めることを目的として企画された。

前者については、いずれも国内支援委員会委員らによるセミナー形式のセッションを行った。特に取り上げた論点は、①親族法分野においては、離婚及び遺言に伴う諸問題（南方教授担当）、②不法行為の分野においては、損害の概念及び具体的損害算定方法など（木原准教授担当）、③物権法の分野においては、物的担保の諸制度（松尾教授担当）についてである。後者の関連諸制度については、あらかじめ国内支援委員会委員によるセッションの中で必要な解説を行った上、家庭裁判所、地方裁判所執行センター、法務局、区役所、公証人役場などの見学を通じて、日本の民法関連諸制度がどのように機能しているかを学んでもらった。



## 第2 実施結果・所感

この本邦研修は、民事法起草に関する支援活動の一部であって、既に複数回に渡り本邦研修や現地セミナーなどが繰り返された上、現地での調査活動や先方とのテレビ会議などで議論が深まっていた上、草案が一応完成した段階で行われたものであったため、各セッションでの討議は焦点の絞られた、かなり高度なものとなった。国内支援委員会委員らもこれまでの活動を通じて民法草案については検討を重ねていたこともあって、セッションでの議論にすれ違いやずれが生じることもほとんどなく、ネパール側のニーズには十分こたえることができたと思われる。実際、最終日の評価会では、「大変に興味深い講義であり、経験であった。講義でまず離婚について学んだ後に、実際に家庭裁判所を訪ね、調停制度、離婚に伴う子供の監護の問題について見る機会が与えられた。物的担保の概念は、ネパールには新しい議論であり、理論、制度とも非常に参考になった。また、不法行為については、責任の有無、損害の種類、財産上の賠償と慰謝料といった講義を自動車事故の例を挙げて受けた後に、再度弁護士よりも説明を受け、実際の運用について学んだことは大きな意義があった。今回学んだ調停委員や裁判官の役割、法務局における不動産の権利情報の記録、保管の仕方、地図情報の管理、また登記上抵当権が抹消した際の×印など、本を読んだだけでは得られない実務の運用方法を見ることができた。このように非常に多くの情報が得られ、非常に有益なプログラムから構成されていたと考える。」(ティマルセナ最高裁判所事務総長)といったコメントがネパール側からあった。



ネパールでは、政府に提出された草案が、パブリックコメントを経て再度政府の検討するところとなり、本年中には国会に上程されるとのことである。最終法案がどのようなものになるか、国会でスムーズな審議がなされるかは予断を許さないところであるが、どのような法典になるにせよ、ネパールにはまだまだ整備しなければならない周辺法令が多数あるとあってよいであろう。加えて、何よりも重要なのは、新法の運用である。ネパールは裁判所の能力が高いので、一部の開発途上国に見られるような運用能力の問題はさほど大きくないとも考え得るが、新法が採用した新たな制度への不慣れや、新法が前提としている制度の未整備などの問題は依然として存在しており、これらを克服して民事司法が十分な機能を発揮するにはなお相当の時間と努力が必要であろう。我が国としては、今後もネパール民法の成立とその運用状況に十分な関心を払い、必要な支援を継続していく必要があると思われる。

ネパール「民法及び関連法セミナー」本邦研修日程表  
(2010年8月18日(水)～25日(水))

(主任教官：森永太郎 事務担当：権瓶由佳里・江口佐枝子・守安裕)

日	曜	午前		午後	
8 /	水			13:00 JICA オリエンテーション JICA-TIC	
8 /	木	10:00 討議 ネパール民法草案検討会 南方先生 法総研共用会議室		14:00 討議 ネパール民法草案検討会 南方先生 法総研共用会議室	
8 /	金	10:00 討議 ネパール民法草案検討会 木原先生 法総研共用会議室		14:00 討議 ネパール民法草案検討会 木原先生 法総研共用会議室	
8 /	土	10:00 討議 ネパール民法草案検討会 松尾先生 JICA-TIC		14:00 討議 ネパール民法草案検討会 松尾先生 JICA-TIC	
8 /	日				
8 /	月	10:00 訪問・見学 東京家庭裁判所訪問・見学(家事審判・調停) (松尾先生) 東京家裁(霞が関)		14:00 訪問・見学 東京地方裁判所執行センター訪問・見学(抵当権実行) (松尾先生) 東京地裁執行センター(目黒)	
8 /	火	9:30 訪問・見学 東京法務局訪問・見学 (不動産登記事務) (松尾先生) 東京法務局(九段下)	11:30 訪問・見学 区役所訪問・見学 (戸籍・住民票事務) (松尾先生) 千代田区役所(九段下)	14:00 訪問・見学・講義 日本弁護士連合会訪問 (損害賠償訴訟) (木曾弁護士) 日弁連(霞が関)	16:00 訪問・見学 公証人役場訪問 (公証事務) (森永教官) 八重洲公証役場(東京)
8 /	水	10:00 表敬 法務省事務次官・民事局長 事務次官室	12:00-13:30 所長主催意見交換会 記念撮影	14:00 評価会・今後の進め方協議 (TV会議でネパール事務所と接続) (松尾先生, 木原先生) 法総研共用会議室	